

別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成17年環境省令第28号）第6条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中に排出しない。」を遵守し、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域内に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

(1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数を表－3.1に示す。

なお、記載している船舶は使用予定船舶である。使用船舶が変更となったとしても本申請における影響評価時の仮定に整合するよう、1回当たりの排出量の最大値を650m³に制限する。

表－3.1 使用する船舶

工種	使用船舶	仕様	使用台数	備考
浚渫	グラブ浚渫船	鋼D 2.5～5.0m ³	1隻	現時点では確定しておらず、使用船舶は工事の工事受注業者の所有船舶に応じて最終的に決定する。
	バックホウ浚渫船			
運搬・排出	底開式土運船	650m ³ 積	1隻	最大規模として想定。
		650m ³ 積未満	未定	現時点では確定しておらず、使用船舶は工事の工事受注業者の所有船舶に応じて最終的に決定する。
	曳き船	鋼D 1,000PS型	1隻/隻	使用台数は、土運船に対しての台数

(2) 排出手順

- ① 浚渫位置はGPS等で確認しながらグラブ浚渫船もしくはバックホウ浚渫船により浚渫水深まで海底を浚渫する。
- ② 浚渫土砂はその場で土運船に積み込む。
- ③ 排出量は、ポールスタッフ等を使用して船倉内を検尺することにより算出する。
- ④ 浚渫土砂を規定量積み込んだ後、曳き船にて曳航し排出海域に向けて運搬する。排出海域までの航行時間は約3時間である。
- ⑤ 位置をGPSにより確認しながら、排出海域において土運船を停船する。
- ⑥ 土運船に設けられた底扉を開放し、一般水底土砂を一気に海中に排出する。なお、航行中には排出しない。排出に要する時間は約60秒である。
- ⑦ 排出開始時及び終了時にGPSにより座標値を読み取り、本申請における排出海域内であることを確認する。

- ⑧ 排出開始・終了位置及び排出量を、土運船に備え付けの廃棄物処理記録簿に記録する。
- ⑨ 濁りの発生を抑えるため、投入完了都度の船倉の洗浄は行わない。
- ⑩ 稲取漁港に帰港。最大1日2回の航海を予定している（2隻の同時投入は行わない）。



備考) 例として、下田港の浚渫事業における浚渫作業及び運搬作業の写真を示す。

図－3.1 浚渫作業（左）及び運搬作業（右）状況

(3) 排出回数（頻度）

- ・ 作業時間に制限（日の出から日没まで）があるため、1日あたり、1ないし2航海とする。
- ・ 1航海当りの排出量は、最大 650m³、最大排出回数は2航海/日とする。
- ・ 年間航海回数は、予定されている年間排出量から表－3.2 に示すとおり 25 回程度を計画しているが、就業時間の関係や気象条件等により積込量が減ずる場合、上述より増加する。

表－3.2 排出回数（頻度）

単位期間	海洋投入処分量 (m ³)	回数
1 年次	7,000	7,000 ÷ 650 = 11 回
2 年次	4,171	4,171 ÷ 650 = 7 回
3 年次	4,171	4,171 ÷ 650 = 7 回
合計		25 回